【2026年11月更新　第5版】

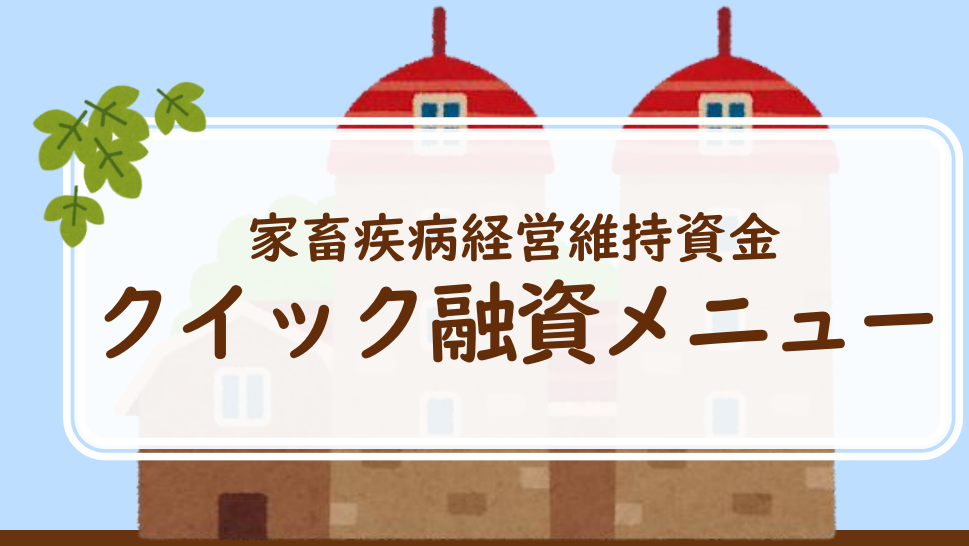

家畜疾病経営維持資金
クイック融資メニュー

重大疾病発生時の
セーフティネット

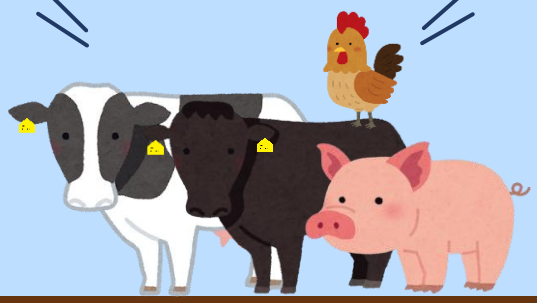

クイック融資メニューはこんな資金です

ポイント　**迅速な資金融通により、疾病発生直後の資金繰りを支援します！**

対象疾病※1の発生に伴う家畜等の処分により、経営停止などの深刻な影響を受けた畜産農家※2向けに、**迅速な資金の融通**※3を支援します。

貸付対象	対象疾病発生農家※2
貸付限度額	手当金等交付見込額（上限3億円）※4 ⇒家畜1頭羽当たりの単価×処分頭羽数
償還期限	2年以内（一括償還） **手当金等を受けたら償還期限にかかわらず速やかに償還**
貸付金利	**無利子**
その他の支援	**保証料免除**※5
融資機関	○民間金融機関 農協、信農連、銀行、信用金庫、信用組合、商工中金　等

○ 家畜1頭羽当たりの単価（主なもの）

肉用牛	552,532円
乳用牛	296,822円
肥育豚	16,831円
育成豚（概ね29～60日齢まで）	5,690円
哺乳豚（概ね28日齢まで）	2,144円
採卵鶏	839円
肉用鶏	374円

※1　高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、牛疫、牛肺疫が対象となります。
※2　発生農家であっても、以下の場合は対象になりません。
①対象疾病のまん延につながる行動をとったり、まん延防止措置に協力しないなどの疑いがある場合
②通報遅延や飼養衛生管理基準不遵守の疑いにより、手当金等が20%を超える減額が見込まれる場合
※3　債務保証の利用等、個々の利用条件により異なりますが、計画承認から最短で数週間から1か月を想定しています。
※4　過去の手当金等交付時の評価実績額を踏まえて、算出しています。
肥育豚・育成豚・哺乳豚については、豚熱の発生に伴い、疑似患畜が家畜伝染病予防法第17条に基づき殺処分される場合の単価です。
※5　農業信用保証保険制度による債務保証を利用する場合は、農家が負担する保証料を免除します。



まずは、地域の金融機関、普及指導員、都道府県担当部局にご相談を!!



alic 農畜産機構 独立行政法人 農畜産業振興機構
中央畜産会 JAPAN LIVESTOCK INDUSTRY ASSOCIATION

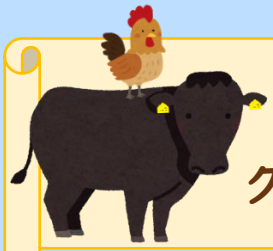

～生産者の皆様へ～

クイック融資メニューを借り入れする際のポイント

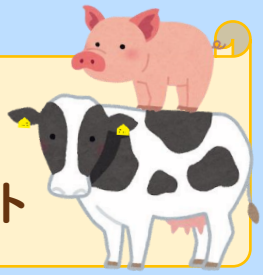

経営実績を数値で把握しましょう

- 日ごろから、資金繰り表や残高試算表などの実績資料の作成・準備を習慣化しましょう

取引金融機関に定期的に経営状況を共有しましょう

- 決算書の提出時期だけでなく、日ごろから、取引金融機関と、最新の経営状況を共有しましょう（例えば3ヶ月に1度など定期的に）

資金使途を明確にしましょう

- 何にいくら必要かをしっかりと考え（従業員の給与、地代など）、スムーズに計画を作成できるようにしましょう

手当金の交付後、すぐ返済する準備を整えましょう

- 将来、手当金が交付された時、金融機関にすぐに返済できるよう、あらかじめ準備を整えておきましょう（信頼が高まります）

都道府県または金融機関に
なるべく早めに相談しましょう！